

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年8月2日（平成30年（行情）諮問第337号ないし同第342号）

答申日：平成30年12月3日（平成30年度（行情）答申第335号ないし同第340号）

事件名：裁判記録の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

事件記録の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

事件記録票の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

報告事件の割当票（新件受理）の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

経過報告の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

結果報告の定義・判断基準が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年5月1日付け発総0501第3号ないし同第8号により行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成または取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月13日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙に掲げる文書1ないし文書6に係る各開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年5月8日付け（9日受付）で各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、各審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

ア 本件審査請求に係る開示請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書6についての開示を求めたものである。

イ 処分庁は、各行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定することが極めて困難であったことから、平成30年4月10日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

ウ しかしながら、回答はなく補正に応じる意思は認められなかった。

処分庁は対象文書が不存在として、同年5月1日付けで原処分を行ったものである。

(2) 原処分の妥当性について

請求者は処分庁に対して、別紙に掲げる文書1ないし文書6の開示を求めているが、処分庁において、開示請求されている文書についての特定するための補正依頼を行ったものの、回答は得られなかった。

原処分は「対象文書が不存在」として不開示決定をしているが、本件不開示決定の理由は、「相当の期間を定めて補正を求めたが、補正書が返送されなかったことから、行政文書の特定がなされず、形式的な不備がある不適法な請求である」とすべきであるため、原処分の不開示決定通知書の「請求のあった行政文書については、作成・取得しておらず、これを保有していない」との理由を訂正する。この場合でも不開示決定という結論は変わりないため、原処分を維持し、本件審査請求は棄却すべきものとする。

なお、別紙に掲げる文書1ないし文書6について、本省内の全部局に探索を依頼したところ、当該文書は存在しないことを確認している。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年8月2日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第337号ないし同第342号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月25日 審議（同上）
- ④ 同年11月29日 平成30年（行情）諮問第337号ないし同第342号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成・取得していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、不開示とする理由を開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があることに改めた上で、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求書における対象文書の特定について

ア 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件開示請求は、それぞれ「裁判記録の定義・判断基準が分かる文書」、「事件記録の定義・判断基準が分かる文書」、「事件記録票の定義・判断基準が分かる文書」、「報告事件の割当票（新件受理）の定義・判断基準が分かる文書」、「経過報告の定義・判断基準が分かる文書」、「結果報告の定義・判断基準が分かる文書」の開示を求めたものである。

(イ) 各行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に記載されたこれらの内容から文書を特定することは極めて困難であり、また、「裁判記録」、「事件記録」、「結果報告」等の用語は一般的な用語であるため、業務上、これらの定義・判断基準が分かる文書をあえて作成する必要性に迫られることは、通常、考え難いことから、不存在とも考えられたが、開示請求人に特別な意図がある場合

も否定できないと考え、平成30年4月10日付けで、相当の期間を定めて補正を求めた。

(ウ) しかしながら、回答はなく補正に応じる意思は認められなかったため、平成30年5月1日付けで原処分を行った。

なお、不開示の理由は、「相当の期間を定めて補正を求めたが、補正書が返送されなかったことから、行政文書の特定がなされず、形式的な不備がある不適法な請求である」とすべきであるため、原処分の「請求のあった行政文書については、作成・取得しておらず、これを保有していない」との不開示理由を訂正し、原処分を維持する。

イ 当審査会において確認したところ、各開示請求書には、別紙の文書1ないし文書6のとおり記載されており、その他の情報は記載されていない。

そこで検討すると、各開示請求書に記載された文言だけでは、具体的にいかなる文書を求めているか明らかではなく、また、厚生労働省のどの部署におけるどのような業務に関するものであるのかが不明であり、法4条1項2号に規定された行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められないとする諮問庁の説明は首肯でき、文書の不特定という形式上の不備があるものと認められる。

(2) 求補正の手続の妥当性について

ア 諮問庁は、補正の経緯について、上記(1)アのとおり説明する。

イ 当審査会において、各諮問書に添付された、処分庁から審査請求人に対して送付された各求補正文書を確認したところ、本件各開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載のみでは、その指すところが明らかでなく、文書を特定することができないため、法4条1項2号を踏まえ、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載するよう、相当の期間(14日)を定めて、補正を依頼する旨記載されていることが認められる。

ウ しかし、回答期限である平成30年4月24日までに審査請求人からの回答はなく、補正に応じる意思は認められず、文書を特定することができなかつたのであり、適切な求補正の手続が行われているものと認められる。

(3) したがって、本件開示請求には、上記(1)のとおり、開示請求に係る文書の不特定という形式上の不備があると認められ、上記(2)のとおり、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められることから、諮問庁が本件開示請求に形式上の不備があることを

理由として原処分を維持すべきとしていることは妥当である。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定について、諮問庁が開示請求に形式上の不備があるとして不開示とすべきであったとしていることについては、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 裁判記録の定義・判断基準が分かる文書
- 文書 2 事件記録の定義・判断基準が分かる文書
- 文書 3 事件記録票の定義・判断基準が分かる文書
- 文書 4 報告事件の割当票（新件受理）の定義・判断基準が分かる文書
- 文書 5 経過報告の定義・判断基準が分かる文書
- 文書 6 結果報告の定義・判断基準が分かる文書